

諸制度の改正について

2026年3月18日
日本貨物鉄道株式会社

1. 生理休暇の名称変更等

就業規則第78条第1項第7号及び第79条第1項第6号に規定する休暇の名称を「ライフサポート休暇」に改め、使用事由に「不妊治療」を追加する。

2. 障がい者手帳の交付を受ける社員を対象とした有給休暇の新設

障がい者手帳の交付を受ける社員が、同手帳の交付根拠となる障がいの治療のため通院する場合に使用できる「治療・障がいサポート休暇」（各年度3日以内）を新設する。

3. 育児休職・介護休職取得に伴う評価累積ポイント減の見直し

資格等級制度規程第8条第1項第6号の規程のうち、育児休職・介護休職にかかるものについて以下の通り取扱いを改める。

(現行)

評価（年度評価）	S	AA	A	BA	B
在職月数6箇月未満	0				
在職月数6箇月以上12箇月未満	3	2	1	0	0

(改正)

評価（年度評価）	S	AA	A	BA	B
在職月数6箇月未満	0				
在職月数6箇月以上9カ月未満	3	2	1	0	0
在職月数9箇月以上12箇月未満	6	4	2	0	-1

4. 独身者に対する帰省旅費の支給回数が増

独身者（管理職社員、28歳を超える社員を除く）の支給回数を現行の「年4回」から「年6回」に改める。

5. 実施日

2026年4月1日とする。